

第3節 公害防止条例に係る規制状況

1 概況

本県では、飼料又は有機質肥料の原料処理加工施設等の強い臭気を発生する施設を公害防止条例により特定施設と定め、五点比較式臭袋法による臭気指数により規制を実施していたが、県内一律の規制方式を採用する必要があることから、法で用いている「三点比較式臭袋法」に合わせ測定方法と規制基準を法と同様に改正して、平成16年4月から施行した。県内における特定施設設置工場・事業場数を表3-6に示す。公害防止条例施行規則別表第1の6の1に定める飼料又は有機質肥料製造施設とは、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、吸着飼料製造工場及び鳥ガラ処理場等の製造施設等を指し、同6の2に定める有機質肥料製造施設とは、畜鶏糞や下水汚泥等を原料とした乾燥施設や強制発酵施設等を指す。

なお、特定施設を有する特定施設設置工場・事業場数は、魚腸骨処理場、フェザー処理場等の飼料・有機質肥料製造工場については3事業場、それ以外の有機質肥料製造工場については143事業場で計146事業場となっている。魚腸骨処理場は、漁港を有する石巻市、塩竈市及び気仙沼市等に分布し、畜鶏糞や汚泥等を原料とする有機質肥料製造工場は、主に内陸部の市町に多く分布している。

2 飼料肥料製造工場等悪臭測定結果

平成13年度から平成15年度までの過去3年間における飼料肥料製造工場等の臭気指数測定結果の概要を表3-7に示す。いくつかの事業所の測定地点において、規制基準を超過する臭気を検出され、改善に関する指導が行われており、表3-8に平成13年度から平成15年度までの行政指導の状況を示す。

魚腸骨処理場、フェザー処理場等の飼料肥料製造工場については、昭和59年4月1日に条例施行規則を改正し、従来の煙突の排出口に加えて、換気口と敷地境界線にも規制基準を設定して規制を行ってきた。この規制により、特定施設に係る脱臭施設の整備や特定施設設置建屋の密閉化等の悪臭防止対策が推進され、煙突の排出口からの悪臭に加えて建屋からの悪臭についても改善が進んでいる。

有機質肥料製造工場については、平成7年7月に公害防止条例を改正し、前述の魚腸骨処理場と同様に換気口及び敷地境界における規制基準を設定し、規制の強化を図った。

表3-7 公害防止条例に基づく臭気指数測定結果

臭気指数	臭気指数別測定結果																	
	10			11～20			21～25			26～30			30<			計		
年度	H13	H14	H15	H13	H14	H15	H13	H14	H15	H13	H14	H15	H13	H14	H15	H13	H14	H15
煙突の排出口							2	2		5	5					7	7	4
換気口					1						1		2			2	2	1
敷地境界	2	9		4	7			1		1						7	17	10

(注) 背景色をつけた部分は規制基準を超過している。

表3-8 公害防止条例に基づく行政指導等の状況

区分	立入件数	測定件数	行政指導	改善勧告	処分	措置の合計
平成13年度	13	17	5	1	0	6
平成14年度	11	27	9	1	1	11
平成15年度	11	15	6	0	0	6

表3 - 6 公害防止条例に基づく悪臭特定施設設置工場・事業場数

No	市町村名	特定施設設置工場・事業場数		計
		魚腸骨処理場等	飼料有機質肥料製造工場	
1	仙台市		5 (8)	5 (8)
2	石巻市			
3	塩竈市		1 (1)	1 (1)
4	古川市		2 (2)	2 (2)
5	気仙沼市		1 (4)	1 (4)
6	白石市		4 (9)	4 (9)
7	名取市			
8	角田市		1 (1)	1 (1)
9	多賀城市			
10	岩沼市		2 (6)	2 (6)
11	亶理町			
12	七ヶ浜町			
13	蔵王町		9 (20)	9 (20)
14	七ヶ宿町		1 (1)	1 (1)
15	大河原町		1 (4)	1 (4)
16	村田町		2 (4)	2 (4)
17	川崎町		10 (14)	10 (14)
18	丸森町	1 (2)	9 (24)	10 (26)
19	山元町		1 (3)	1 (3)
20	松島町		1 (2)	1 (2)
21	大和町		4 (14)	4 (14)
22	大郷町		2 (5)	2 (5)
23	富谷町		2 (6)	2 (6)
24	加美町		3 (6)	3 (6)
25	色麻町		2 (6)	2 (6)
26	三本木町		1 (1)	1 (1)
27	鹿島台町		3 (4)	3 (4)
28	岩出山町		4 (13)	4 (13)
29	涌谷町		9 (12)	9 (12)
30	田尻町		10 (20)	10 (20)
31	築館町		1 (3)	1 (3)
32	栗駒町		1 (1)	1 (1)
33	高清水町		3 (9)	3 (9)
34	鶯沢町	1 (5)		1 (5)
35	金成町		3 (6)	3 (6)
36	志波姫町		2 (3)	2 (3)
37	迫町		3 (1)	3 (1)
38	登米町		4 (12)	4 (12)
39	中田町		4 (14)	4 (14)
40	豊里町		1 (5)	1 (5)
41	米山町		5 (6)	5 (6)
42	石越町		1 (3)	1 (3)
43	南方町		4 (14)	4 (14)
44	河北町		1 (2)	1 (2)
45	矢本町		2 (4)	2 (4)
46	河南町		4 (4)	4 (4)
47	桃生町		3 (6)	3 (6)
48	鳴瀬町		1 (2)	1 (2)
49	北上町		2 (3)	2 (3)
50	女川町	1 (5)		1 (5)
51	牡鹿町		2 (7)	2 (7)
52	志津川町		4 (6)	4 (6)
53	本吉町		1 (2)	1 (2)
54	唐桑町		1 (1)	1 (1)
	計	3 (12)	143 (304)	146 (316)

()内の数は特定施設数

悪臭防止法による規制地域所在市町